

平成30年度 事業計画

安倍内閣の発足以降、アベノミクスの推進により、国内経済の好循環は緩やかではあるが着実に回りはじめている。一方で、地域経済においては、まだまだ景気回復に対する実感は乏しいところではあるが、雇用・所得環境の改善が進めば、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

平成30年度の浄化槽推進関係予算に関しては、循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）に84億2100万円、二酸化炭素排出抑制事業費補助金（エネルギー対策特別会計、浄化槽分）に16億円、合計は前年度比106.3%の100億2100万円が計上され、温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策に資する予算が上乘せされた。

このような状況の中、当協会は公益目的事業として、法定検査事業においては浄化槽の廃止・休止が進む中で、検査基数の確保・法定検査受検率の向上に努める。浄化槽の普及啓発事業では、汚水処理人口普及率が全国では90%を超える中、愛媛県は77.2%と全国41位であり、単独処理浄化槽からの転換推進を柱に、維持管理費補助制度の創設・一括契約の推進を各自治体に要望していく。

また、地球温暖化防止活動に関する事業においては引続き、国・県が推進する国民運動「COOL CHOICE」を推進するとともに、その強化事業の一環として、市町と連携して「うちエコ診断」を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。

以上を重点に次の事業を実施する。

I 事業

〔公益目的事業〕

1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 「第六次法定検査実施5か年計画」の4年目に当たるが、下水道への切り替えによる廃止等や空き家による休止等の増大により下方修正を行い、7条検査2,000基、11条検査61,500基の計63,500基を検査員30名体制（増員なし）で実施する。（詳細は別表1のとおり）
- (2) 環境省が推奨する一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）の地域拡大に努め、確実な検査実施に向けた維持管理体制の強化を図る。また、同省において今後の法定検査のあり方について検討が進められている「基本検査」について、地域を限定した試験運用を引き続き実施し、調査研究を行う。
- 新**(3) 既設単独処理浄化槽の受検率を向上させるため、51人槽以上の単独処理浄化槽設置者へ受検推進を行う。
- (4) 法定検査結果に基づく水質悪化施設の原因調査（二次検査）について、引続き調査研究を行い、メーカー及び機種ごとの水質改善事例集を作成する。
- (5) 法定検査の結果、不適正等と判定された浄化槽を対象に検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び市町と連携しながら不適正浄化槽の減少に努める。
- (6) 法定検査業務において事務の効率化及び精度管理の向上を図るため、GIS（地理情報システム）の導入に向けた浄化槽維持管理システムの改修を検討する。
- (7) 「全国浄化槽技術研究集会」（主催：（公財）日本環境整備教育センター）及び浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の向上に努める。

2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

(1) 浄化槽の普及

1) 公共用水域の水質保全及び会員の事業量拡大を図るため、各支部においてあらゆる機会を通じ、各自治体に合併浄化槽への転換、維持管理費補助金制度の創設等の要請活動を行う。

新2) 適正な維持管理と合併処理浄化槽への転換を推進することを目的に、地域を決めた一斉実態調査の実施に向けた検討を行う。

3) 各市町と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象とした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。

4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

(2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、（一社）全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

平成30年度計画基数 1,500 基（詳細は別表2のとおり）

(3) 浄化槽設置届出等の事前指導

1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。

平成30年度計画基数 2,150基（詳細は別表3のとおり）

2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

3. 地球温暖化防止活動に関する事業

温室効果ガスを2030年度に13年度比26%削減することが国の目標であり、達成するためには家庭・業務部門において約4割の排出削減が必要である。当県においては、平成29年6月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」の見直しが行われ、国の基準に上乗せをした27%（中間目標）を目指す目標としております。このような状況の中、国が推進する国民運動「COOL CHOICE」の賛同拡大に向け、県も「クールチョイス大作戦」を引き続き実施していくことから、当協会も普及啓発の一環として、クールチョイスの賛同（個人賛同10,000人、企業賛同500団体）を募り、県の施策（キャンペーン）への協力を合せて実施するために次のとおり事業を行う。

(1) 地域における地球温暖化の現状及び対策の推進状況等への啓発・広報業務

行政等が主催するイベントに参加・協力を行い、家庭の省エネアンケートやCOOL CHOICEへの賛同を呼びかける。

新 また、地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等についての知識を深めていただくことを目的に、気象予報士による「地球の温暖化と気象災害について（仮）」講演を行い、広く県民に向けた環境・温暖化対策への意識の啓発を図る。

(2) 地球温暖化防止活動推進員の指導・育成を目的とした研修会及び意見交換会の開催、また、うちエコ診断士のスキルアップ研修会を開催する。

(3) 県・国を含めた連絡調整会議を開催し、事業の計画、進捗状況、成果等について協議を行う。

新(4) 県が実施する「低炭素ライフスタイル普及促進事業を受託し、市町と連携した「うちエコ診断リレー」の実施や、県の施策である「CO2CO2（コツコツ）がんばるポイント制度」の推進に協力し、家庭に合わせた省エネ・省CO2対策を提案する。目標は1,800件

〔収益事業〕

4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

- (1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」
今年度は保守点検業の一斉更新があり、
工事業11社、保守点検業（県）126社、（松山市）48社の更新手続きを行う。
- (2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」
 - 1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 170 基）
 - 2) 浄化槽の据付工事状況（ 190 基）
 - 3) 設置後の機能等の状況（ 190 基）
- (3) 浄化槽関係機関からの業務受託
 - 1) (公財)日本環境整備教育センターからの業務受託
・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 7 基）
 - 2) 浄化槽メーカー（株ダイキアックス）
・浄化槽の国土交通大臣認定に係る「性能評価試験」（期間延長 平成30年7月まで）

〔その他の事業〕

5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

- (1) 研修会の開催
 - 1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
 - 2) 公益法人としての組織運営及び各支部の事業活動を推進するため、支部役員を対象に研修会を行う。
 - 3) 先進県における組織運営及び浄化槽普及活動、11条検査の推進方法などを研究するため、役員の研修を実施する。
 - 4) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。
- (2) 関係行政機関及び関係団体との連携
 - 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」(全20市町が参加)を開催し、行政との情報、意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
 - 2) 全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の関係機関との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に務める。
 - 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業(浄化槽教室等)の推進に協力する。
- (3) 浄化槽に関する情報の収集、提供
 - 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、他県の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」（年2回発行）及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
 - 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。
- (4) 水環境保全に係るボランティア活動
水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

II 管理部門

新 国が掲げる「働き方改革」を前向きに取り組み、職員が意欲にあふれ、能力を存分に発揮でき、安心して働くことができる労働条件や環境の整備に努める。

〈参考〉 補助事業実施市町一覧表

- ・ 浄化槽設置整備事業（個人設置型） 14市町
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型） 4市町

（平成30年4月1日現在）

支 部	市 町 名
四国中央	四国中央市
新居浜	新居浜市
西 条	西条市
今 治	今治市
松 山	松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町
大洲喜多	大洲市、内子町
八 幡 浜	(市町村事業) (市町村事業) 八幡浜市、伊方町
西 予	西予市
宇 和 島	(市町村事業) (市町村事業) 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

- (注) ・ 上島町は、汚水処理人口普及率が100%に達しているため該当なし。
・ 久万高原町は、町単独補助により市町村整備推進事業を実施。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	参 考	
		H30年度 補助予定基数	
四国中央	1 3 0	1 3 0	
新居浜	5 5	5 5	
西 条	1 7 0	2 2 0	
今 治	1 2 0	1 2 0	
松 山	4 7 5	4 7 7	
大洲喜多	1 7 0	2 4 8	
八幡浜	3 5	3 5	
西 予	6 5	8 0	
宇和島	2 8 0	2 9 1	
計	1, 5 0 0	1, 6 5 6	

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考 （過年度事前指導実績）			
		H29年度 (2月末現在)	H28年度	H27年度	H26年度
四国中央	1 4 5	1 4 5	1 5 8	1 1 8	1 7 9
新居浜	1 4 0	1 4 3	1 6 4	1 7 4	1 7 4
西 条	1 7 5	1 8 3	2 1 3	2 0 1	1 9 9
今 治	1 5 5	1 5 5	1 5 1	1 7 0	1 7 8
松 山	9 6 0	9 4 8	1, 1 4 7	9 9 2	1, 0 5 1
大洲喜多	1 7 0	1 6 3	2 0 6	1 8 7	1 8 5
八幡浜	4 0	4 1	4 1	3 3	3 7
西 予	6 5	5 5	4 6	5 8	5 8
宇和島	3 0 0	2 9 7	3 3 7	3 2 6	3 3 3
計	2, 1 5 0	2, 1 3 0	2, 4 6 3	2, 2 5 9	2, 3 9 4